

愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和5年2月28日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 太田稔彦

愛知県後期高齢者医療広域連合条例第2号

愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、広域連合長、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、法第87条第1項の規定に基づき、文書又は図画について写しの交付の方法により開示を受けるものにあつては当該写しの作成及び送付に要する費用を、電磁的記録について同項本文に規定する方法により開示を受けるものにあつては写しの交付及び送付に準ずるものとして規則で定めるものに要する費用を負担するものとする。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があつた日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつて

は、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(審査会への諮問)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年広域連合条例第9号）第1条に規定する愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定め、又は変更しようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の基準を定めようとする場合

(施行の状況の公表)

第7条 広域連合長は、実施機関に対し、法の施行の状況について報告を求

めることができる。

- 2 広域連合長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の廃止)
- 2 愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年広域連合条例第8号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 次に掲げる者に係る旧条例第11条又は第12条第3項の規定によるその職務又は事務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 4 この条例の施行の日前に旧条例第15条、第29条又は第37条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこ

の条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第3項第2号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 前2項の規定は、広域連合の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

8 この条例の施行の日前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

9 この条例の施行の日前に旧条例第43条第1項の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

(愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正)

10 愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年広域連合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「起算して15日以内」を「15日以内」に改める。

第13条中「起算して45日以内」を「45日以内」に、「すべて」を「全て」に改める。

第18条第1号中「法令」の次に「（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を除く。以下同じ。）」を加え、「愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第8号）」を「愛知県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例（令和5年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第1号）」に改める。

第19条第2項中「（以下「諮問実施機関」という。）」を削る。

(愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

11 愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年広域連合条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第8号。以下「個人情報保護条例」という。）の公正な運用を図るため」を「並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第2号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）及び愛知県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例（令和5年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第1号。以下「議会個人情報保護条例」という。）の定めるところにより、次条に掲げる事務を行うため」に改める。

第2条第1項第1号中「及び個人情報保護条例第43条第1項」及び「し、その結果を答申」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

第2条第1項第3号中「し、その結果を答申」を削り、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 議会個人情報保護条例第46条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

(4) 個人情報保護法施行条例第6条及び議会個人情報保護条例第51条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いに関する事項について調査審議すること。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、審査会は、情報公開及び個人情報保護に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

第5条第1項中「第1号」の次に「から第3号まで」を加え、「諮問実施機関」を「実施機関」に、「個人情報保護条例第21条各項、第32条各項若しくは第40条各項の決定に係る保有個人情報」を「個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項に規定する開示決定

等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報（同法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）若しくは議会個人情報保護条例第26条第1項、第36条第1項若しくは第43条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報（同条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）」に改め、同条第2項中「諮問実施機関」を「実施機関」に改め、同条第3項中「第1号」の次に「から第3号まで」を加え、「諮問実施機関」を「実施機関」に改め、同条第4項を削る。

第6条及び第7条を次のように改める。

（委員による調査手続）

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された行政文書又は保有個人情報を閲覧させることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第7条 審査会は、第5条第3項の規定による資料の提出又は行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条（個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は実施機関をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければな

らない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第8条中「第2条」を「第2条第1項第1号から第3号まで」に改める。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。